

教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 23 年 4 月 27 日
開 会 時 刻	午後 2 時 01 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 07 分
出 席 委 員 名	◎西山則夫 ○吉岡勝裕 野崎隆太 世古明
	岡田善行 藤原清史 長田朗 杉村定男
	中山裕司
	宿典泰 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	1 倉田山中学校プールの取り扱いについて
説 明 者	教育長 教育部長 教育次長 教育総務課長 学校教育課副参事
	ほか関係参与

協議結果ならびに経過

西山委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「倉田山中学校プールの取り扱いについて」を協議しましたが、その概要は次のとおりでした。

開会 午後 2 時 01 分

◎西山則夫委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日、御協議願います案件は倉田山中学校プールの取り扱いについてであります。

【倉田山中学校プールの取り扱いについて】

◎西山則夫委員長

それでは会議に入ります。「倉田山中学校プールの取り扱いについて」を御協議願います。

当局から説明を願うことにいたします。

教育長。

●宮崎教育長

本日は教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、教育委員会から「倉田山中学校プールの取り扱いについて」の 1 件でございます。

それでは、詳細につきまして、所管の教育総務課長から報告させますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

◎西山則夫委員長

教育総務課長。

●辻教育総務課長

それでは、倉田山中学校プールの取り扱いにつきまして、御説明を申し上げます。御手元の資料 1—1 をごらんください。

当校プールは昭和 56 年に建設されて以降、プール本体の塗装や付属棟外壁の塗装替え等、小規模な修繕を行ないながら維持管理をし、水泳指導の授業を行なっていました。しかし、プールの循環ろ過器は、昭和 56 年プール建設当時に設置されてから 30 年が経過し、昨年度はシーズン中にろ過器本体の腐食により循環水が外部に噴出し、モーターの電源等で漏電を起こす状態となっておりました。

今年度、改めてその状況を確認しましたところ、ろ過器本体の腐食が著しく、本体鉄板

の肉厚が薄くなっている状態で、溶接ができないことで修繕は困難であることが判明いたしました。

また、プールろ過器のほかに、プールサイド等の老朽化が著しく、特にプールサイドの表面は建設当時のモルタル塗り仕上げが経年劣化により荒い砂粒が表面に現れまして、転倒時にけがをする恐れがある状況となっております。

今後、プールが安全な状態で水泳授業が行なえるよう、プールろ過器を含めプール全体で大規模な修繕を行なった場合の検討を行ないましたところ、5の「資料」に示しますように概算で2,100万円余りの多額の修繕費が見込まれるところでございます。

このことを踏まえまして、3「中学校プールの方針」に照らし合わせますと、多額の費用がかかること。また、処分制限期間の30年を経過しておりますことから、この方針に基づき当校プールは処分、取り壊しをしたいと考えております。

なお、本年度の水泳授業については見送ることとし、解体費用につきましては平成24年度に予算計上することといたしております。

また、プールの跡地につきましては、不足しております自転車置場として有効利用を図りたいと考えております。

以上、倉田山中学校プールの取り扱いについての御説明でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。質問。

世古委員。

○世古明委員

あの1点教えてください。倉田山中学校のプールの状況を聞かせていただいて、止めるということなんだと思うんですけど、水泳授業に対する考え方、施設が悪くなったからなしですというのではなくて、必要とあればやはり違うところで水泳授業というのを行ってかないかんかわかりませんが、倉田山中学校だけの問題でもありませんし、水泳授業に対する考え方についてはいかがでしょうか。

◎西山則夫委員長

副参事。

●勢力学校教育課副参事

まず水泳についてでございますが、学習指導要領上、小学校の段階では水に慣れ親しみながら泳ぐことの楽しさであるとか、長く続けて泳ぐことができるようにということが目標にされております。また、中学校ではこれら小学校の学習を受けて泳法を身につけ、効果的に泳ぐことができるようにするというのがございます。しかしながら適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを取り扱わないことができる、ただし、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げるというのが、学習指導要領上の対応でございます。現在伊勢市では4校において、二見、御菌、厚生、五十鈴についてプールがございません。水

泳授業を実施しておりません。水泳授業を実施する、実施しないに関わらず、全ての学校において、学習指導要領にしたがって体育の授業が行われております。体育の目標達成に向けて取り組まれているところがございますので、各学校もそれぞれ状況に応じた形で考えておるところでございます。

以上でございます。

◎西山則夫委員長

世古委員。

○世古明委員

今それじゃあプール支障なく安全性確保されてるところでも、やめようと思えばやめられるんですか。

◎西山則夫委員長

副参事。

●勢力学校教育課副参事

学習指導要領上では適切な水泳場の確保が困難な場合には取り上げなくてもよいということがございますので、確保がされているところについては水泳が全て実施をされております。

◎西山則夫委員長

はい、他に御発言はございませんか。

よろしいですか。

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもって協議会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時07分